

独立行政法人国立公文書館利用等規則（平成 23 年 4 月 1 日規程第 4 号）一部改正 新旧対照表（抄）

（改正部分のみ／傍線部分は改正箇所）

| 改正 後   | 改正 前  | 備考  |
|--|---|---|
| <p><b>独立行政法人国立公文書館利用等規則</b></p> <p>平成 23 年 4 月 1 日規程第 4 号<br/>[削る。]<br/>[削る。]<br/>[削る。]<br/>[削る。]<br/>[削る。]<br/>[削る。]<br/>[削る。]<br/>[削る。]<br/>[削る。]<br/>[削る。]<br/>最終改正 令和 2 年 月 日規程第 号</p> <p>（レファレンス）</p> <p>第 27 条 館は、特定歴史公文書等の効果的な利用を確保するため、<u>レファレンス</u>を行う。ただし、鑑定の依頼、文書の解説・翻訳等、館の業務として情報提供することが適当でない<u>と認められる場合はこの限りでない。</u></p> <p>2 [略]</p> | <p><b>独立行政法人国立公文書館利用等規則</b></p> <p>平成 23 年 4 月 1 日規程第 4 号<br/><u>改正 平成 24 年 7 月 9 日規程第 4 号</u><br/><u>改正 平成 24 年 10 月 1 日規程第 8 号</u><br/><u>改正 平成 24 年 11 月 22 日規程第 11 号</u><br/><u>改正 平成 26 年 3 月 28 日規程第 1 号</u><br/><u>改正 平成 28 年 3 月 3 日規程第 2 号</u><br/><u>改正 平成 28 年 3 月 29 日規程第 5 号</u><br/><u>改正 平成 30 年 9 月 14 日規程第 8 号</u><br/><u>改正 平成 31 年 3 月 18 日規程第 1 号</u><br/><u>改正 令和元年 6 月 24 日規程第 9 号</u><br/>[加える。]</p> <p>（レファレンス）</p> <p>第 27 条 館は、特定歴史公文書等の効果的な利用を確保するため、<u>次に掲げるレファレンス</u>を行う。ただし、鑑定の依頼、文書の解説・翻訳等、館の業務として情報提供することが適当でない<u>と認められる場合はこの限りでない。</u></p> <p>2 [同左]</p> | <p>平成 30 年 9 月の改正の際、レファレンスの各号を削除した（第 27 条第 1 項）が、合わせて修正すべきであった各号を指し示す「次に掲げる」の字句の削除が漏れていたため、当該字句を削除するもの。</p> |

| 改正後  | 改正前  | 備考   |
|--|--|--|
| <p>(館の開館等)</p> <p>第29条 <u>館の施設のうち東京本館は、利用に関する業務を実施するため、次の各号に掲げる日を除き、毎日開館する。</u></p> <p>一 <u>日曜日及び月曜日</u></p> <p>二 <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u></p> <p>三 <u>12月28日から翌年の1月4日までの日</u></p> <p>四 <u>その他法令により休日に定められた日</u><br/>[2～4 略]</p> <p><u>附 則</u><br/><u>この規則改正は、令和2年7月1日から施行する。</u></p> | <p>(館の開館等)</p> <p>第29条 <u>館は、利用に関する業務を実施するため、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げる日を除き、毎日開館する。</u></p> <p>一 <u>東京本館 日曜日及び月曜日</u></p> <p>二 <u>つくば分館 日曜日及び土曜日</u></p> <p>三 <u>東京本館及びつくば分館 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月28日から翌年の1月4日までの日及びその他法令により休日に定められた日</u><br/>[加える。]</p> <p>[2～4 同左]</p> <p>[加える。]</p> | <p>新たな国立公文書館建設に関する基本計画（平成30年3月30日内閣府特命担当大臣決定）に基づき、つくば分館の機能転換、書庫化等のための閲覧室の閉室（令和2年7月1日）に伴い、閲覧場所に関する規定を修正するもの</p> |
| <p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>   |  |  |